

四日市市告示第 158 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の収納事務を次の通り委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年 3月31日

四日市市長 森 智 広

1 収納の事務を委託する手数料

- (1) 四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第15条に規定する手数料

2 収納の事務を行うもの

- (1) 名 称 友輪株式会社
(2) 所在地 東京都中央区八丁堀1丁目2番8号

3 委託期間

平成29年4月1日 から 平成34年3月31日

(都市整備部道路管理課)